

ご契約者様で被害された方々へ

大雨災害にかかる災害に対する金融上の処置について

今回の8月13日からの大雨により、災害救助法が適用されました下記の地域につきまして、ご契約者様には、保険金等のお支払いについて迅速にお取扱いをいたします。
なお、下記の地域につきましては現在までの地域をすべて記載しています。

記

1. 災害救助法の適用地域

京都府
宇治市

2. 措置の適用項目

前項に記載しました地域のご契約者様からのお申し出に対する便宜

- (1) 保険証券、届出印等の紛失
- (2) その他の手続等に関する事項

以上

平成24年8月16日
ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
代表取締役 坂口 明